

答申保第71号
令和4年11月7日
(諮問保第94号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について一部開示とした情報のうち、別表の「審査会の判断」の欄で「開示」と記載した情報については、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、令和3年8月13日付けで「〇〇が行方不明になった件で私や〇〇が〇〇警察署に提出した行方不明に関する書類及びその件に関して鹿児島警察で作成された書類中の私に関する情報」（原文ママ）の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和3年8月30日付け鹿人少第254号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和3年9月10日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において述べている審査請求の主たる理由は、「開示された文書が黒塗りばかりで内容が分からないので開示してほしい。」というものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された諮問書、弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

- ア 行方不明者事案指揮簿（平成〇年〇月〇日受理）
- イ 行方不明者届受理票（甲）（平成〇年〇月〇日受理）
- ウ 行方不明者届受理票（乙）（平成〇年〇月〇日受理）
- エ 行方不明者登録票（平成〇年〇月〇日受理）
- オ 行方不明者届出書（平成〇年〇月〇日受理）
- カ 届出人の皆様へ（平成〇年〇月〇日付け）

- キ 行方不明者手配書（平成〇年〇月〇日手配）
ク S O S 連絡票（平成〇年〇月〇日届出）
ケ 事情聴取結果（被事情聴取者〇〇）
コ 事情聴取結果報告書
サ 事情聴取結果（3枚）
シ 事情聴取結果（2枚）
ス 無題文書（1～3の番号が付されたもの2枚）
セ 照会書（平成〇年〇月〇日付け）
ソ 照会結果（平成〇年〇月〇日付け照会依頼）
タ 照会結果の次に編綴された文書
チ 電話受発書（第13号様式（22の(1)関係），発信者職巡査部長）
ツ 電話受発書（第13号様式（22の(1)関係），発信者職警部補）
テ 電話受発用紙（第4号様式の3（第13条の3関係）2枚）
ト 電話受発用紙（第4号様式の3（第13条の3関係）1枚）
ナ 行方不明者解除登録票（発見（引継ぎ）令和〇年〇月〇日）
ニ 行方不明者事案指揮簿（令和〇年〇月〇日受理）
ヌ 行方不明者届受理票（甲）（令和〇年〇月〇日受理）
ネ 行方不明者届受理票（乙）（令和〇年〇月〇日受理）
ノ 行方不明者届出書（令和〇年〇月〇日受理）
ハ 届出人の皆様へ（令和〇年〇月〇日付け）
ヒ 住民票の写し（令和〇年〇月〇日付け）
フ 運転免許証の写し（〇〇名義）
ヘ 佐川急便発送伝票の写し（荷受人〇〇）
ホ 〇〇宛文書（令和〇年〇月〇日付け）

(2) 不開示決定の理由

ア 本件対象保有個人情報には、〇〇が行方不明となった件で、〇〇（以下「〇〇」という。）が〇〇警察署に提出した書類及び本件に関して鹿児島県警察で作成された書類が含まれているが、審査請求人からの保有個人情報開示請求に際しては、これらに記載された情報のうち、審査請求人が既に知り得ていた行方不明者及び〇〇の人定事項の一部等、審査請求人本人に係る保有個人情報を条例に基づき、開示している。

イ 本件対象保有個人情報には、開示請求者以外の個人に関する情報が多数含まれております、このうち警察職員の印影等については、条例第13条第2号前段に該当し、同号ただし書のいずれもに該当しないことから、不開示とした。

ウ 〇〇の届出に基づき作成された行方不明関係書類中には、同人の申立てに基づく届出の状況や、行方不明者の着衣・所持金等に関する情報、行方不明となった状況等の情報が含まれている。

これらの情報は、届出人や行方不明者と密接に関連する情報であり、開示することにより、届出人や行方不明者の人格その他個人の権利利益を害するおそれがあることから条例第13条後段に該当すると判断し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示とした。

エ 本件行方不明事案については、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）第3条第2号に基づき、処分庁において必要な捜査を実施していることから、対象保有個人情報中には、警察における犯罪の捜査に関する情報が含まれている。

これらの情報については、本件行方不明事案が犯罪によるものであった場合、開示することにより、その犯罪に関わった者が、当該情報をもとに、証拠隠滅等の隠蔽工作やその他の対抗措置、防衛措置等に利用されるおそれがあるため、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第13条第5号の規定に該当し、不開示とした。

オ 本件対象保有個人情報には、業務に対する処理方針、判断基準、着眼点等を類推されるおそれのある情報が含まれており、これらについては開示することにより、今後の当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、事務妨害などの対象となり、警察内部の連絡、調整事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることなどから条例第13条第7号の規定に該当し、不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|-----------------------------|------------------------------|
| 令和3年10月4日 | 諮詢を受けた。 |
| 11月17日 | 諮詢実施機関から弁明書の写しを受理した。 |
| 令和4年1月21日 ----- 1月28日 | 諮詢実施機関から反論書の写しを受理した。 |
| 7月27日 | 諮詢の審議を行った。（諮詢実施機関から処分理由等を聴取） |
| 9月28日 | 諮詢の審議を行った。 |
| 10月26日 | 諮詢の審議を行った。 |

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、上記3(1)のとおりである。

実施機関は、上記3(2)のとおり、本件対象保有個人情報が条例第13条第2号、第5号及び第7号のいずれかに該当するとして不開示としたとしている。

審査請求人は、上記2(2)のとおり、本件処分を取り消すよう求めていることから、

以下、本件対象保有個人情報の見分結果に基づき、本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について検討する。

また、本件対象保有個人情報には、自己を本人とする保有個人情報が直接的には記載されていない公文書も含まれていることから、対象保有個人情報の特定の妥当性についても併せて検討する。

イ 本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、本件不開示部分の内容は別表に掲げるとおりであると認められる。

(ア) 条例第13条第2号（第三者に関する情報）

条例第13条第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる」となるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、

「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定されている。

(イ) 条例13条第5号（公共の安全等に関する情報）

条例13条第5号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

(ウ) 条例13条第7号（事務又は事業に関する情報）

条例13条第7号本文では、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

(エ) 開示すべき部分について

- a 上記3(1)ニの「検討事項」欄の一部（「有」「無」欄を除く。）

実施機関は、当該情報について、開示することにより、当該業務に対する処理方針・判断基準などを類推されるおそれがあり、当該業務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示としたとしている。

しかしながら、当該様式については、ホームページで公表されていることから、様式中の各項目を開示することにより、当該業務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、実施機関の主張には合理性がない。

また、上記3(1)ニの「検討事項」欄のうち、項目中に実施機関が記載した事項については、客観的な情報又は開示請求者以外の情報が記載されているが、いずれも審査請求人が当然知り得る情報であると考えられ、条例第13条第7号に該当せず、かつ、条例第13条第2号ただし書アに該当すると認められるため、開示すべきである。

b 上記3(1)ニの「行方不明者発見活動の内容・結果等」欄のうち、1行目ないし4行目

実施機関は、当該情報について、開示することにより、当該業務に対する処理方針・判断基準などを類推されるおそれがあり、当該業務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示としたとしている。

しかしながら、当該情報については、本件事案に係る客観的な経緯が記載されており、審査請求人が当然知り得る情報であると考えられることから、条例第13条第7号に該当せず、かつ、条例第13条第2号ただし書アに該当すると認められるため、開示すべきである。

(オ) その余の不開示部分について

別表の「審査会の判断」欄に「妥当」と記載している部分については、条例第13条第2号、第5号及び第7号のいずれかに該当すると認められることから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 本対象保有個人情報の特定の妥当性について

(ア) 開示請求の対象及び対象外の情報の取扱いについて

条例第11条は、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求をすることができる。」と規定している。

「自己を本人とする保有個人情報」とは、公文書に記載されている個人情報であって、自分がその個人情報の本人であるものをいい、開示請求をする能够のは、自己に関する保有個人情報に限られる。自己以外の保有個人情報については、たとえ配偶者や家族等の情報であっても開示請求をすることができないとされている。

ただし、自己と自己以外の者の情報が、その内容において不可分の状態で記載さ

れているなど、一体となって自己に関する保有個人情報を形成している場合は、自己以外の者の情報を含めて、「自己を本人とする保有個人情報」になる。

なお、開示請求の「対象となる情報」と「対象外の情報」が一つのページに存在するような場合には、「対象外の情報」を「白抜き」の方法で見られない状態にし、写しの交付の場合には、さらに白枠部分を枠で囲み、不開示情報に該当するため不開示にする場合の「黒塗り」と使い分け、その旨を決定通知書に記載し、開示請求者に対しても説明する対応を行うこととしている。

また、「白抜き」した部分（段落等）の冒頭に、白抜部分に記載された情報の「項目」等がある場合は、開示の支障のない範囲で、当該「項目名」等に限り「白抜き」は行わずに開示するとしている。

(イ) 対象保有個人情報の特定の妥当性について

本件対象保有個人情報の記載された公文書が作成された経緯を踏まえると、実施機関が、不可分一体の情報として審査請求人以外のものの情報を含めて「自己を本人とする保有個人情報」と判断し、上記3(1)のとおり対象保有個人情報を特定したことは首肯できる。

また、当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、「対象となる情報」と「対象外の情報」が併存していることから、別表の「審査会の判断」欄に「白抜き」と記載している部分については、上記のとおり、本来、「白抜き」とすべきであったが、原処分において開示若しくは不開示情報に該当するため、「黒塗り」されていることから、開示されている部分については、本件に限り、開示を維持するものである。

なお、上記3(1)ア及び上記3(1)キの様式については、ホームページで公表されていることから、上記3(1)アの「検討事項」欄の各項目（項目中に実施機関が記載した事項及び「有」「無」欄を除く。）及び上記3(1)キの標題（文書名）の一部については、開示すべきである。

エ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行方不明者事案指揮簿（平成〇年〇月〇日受理）

| 対象保有個人情報 (実施機関が不開示とした部分) | 不開示理由(条例第13条) | | | 審査会の判断 |
|--|---------------|-----|-----|--------------------------------------|
| | 第2号 | 第5号 | 第7号 | |
| ・ 決裁欄の一部 ・ 「受理者」欄の一部 ・ 「行方不明者発見活動の内容・結果等」欄中の決裁欄の一部 | ○ | | | 白抜き |
| ・ 「検討事項」欄の一部(項目) | | | ○ | 開示 ※ 項目中に実施機関が記載した事項及び「有」「無」欄を除く。 |
| ・ 「検討事項」欄の一部(項目以外) ・ 「行方不明者発見活動の内容・結果等」欄の一部(H○.○.○) | | | ○ | 白抜き |
| ・ 「行方不明者発見活動の内容・結果等」欄の一部(H○.○.○) | | | ○ | 妥当 |

2 行方不明者届受理票(甲) (平成〇年〇月〇日受理)

| 対象保有個人情報 (実施機関が不開示とした部分) | 不開示理由(条例第13条) | | | 審査会の判断 |
|---|---------------|-----|-----|--------|
| | 第2号 | 第5号 | 第7号 | |
| ・ 「取扱者」欄の一部 ・ 「行方不明者」欄の一部 ・ 「届出人」欄の一部 ・ 「身体特徴」欄の一部 ・ 「体格・人相」欄の一部 ・ 「歯」欄の一部 ・ 「行動等の特徴」欄の一部 ・ 「着衣」欄の一部 ・ 「所持金品等」欄の一部 ・ 「立ち回り見込先」欄の一部 ・ 「届出人の意思」欄の一部 | ○ | | | 白抜き |
| ・ 「行方不明者の種類」欄 | | | ○ | 白抜き |
| ・ 「行方不明となった場所・状況」欄の一部 ・ 「補充事項」欄の一部 | ○ | | | 妥当 |
| ・ 写真 | — | — | — | 白抜き |

3 行方不明者届受理票(乙) (平成〇年〇月〇日受理)

| 対象保有個人情報 (実施機関が不開示とした部分) | 不開示理由(条例第13条) | | | 審査会の判断 |
|---|---------------|-----|-----|--------|
| | 第2号 | 第5号 | 第7号 | |
| ・ 「受理時の確認事項」欄の一部 ・ 「行方不明者登録等の経過」欄の一部 | ○ | | | 白抜き |
| ・ 「特異行方不明者の判定」欄の一部 | | | ○ | 白抜き |

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

別表

14 照会書（令和〇年〇月〇日付け）

| 対象保有個人情報 (実施機関が不開示とした部分) | 不開示理由(条例第13条) | | | 審査会の判断 |
|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------|
| | 第2号 | 第5号 | 第7号 | |
| ・ 決裁欄の一部 | <input type="radio"/> | | | 白抜き |
| ・ 「担当者」欄の一部(警察職員の氏名) | | <input type="radio"/> | | 白抜き |
| ・ 枠外記載事項の一部 | | <input type="radio"/> | | 白抜き |
| ・ 宛先 | | <input type="radio"/> | | 白抜き |
| ・ 文書名の下部の一部 | | <input type="radio"/> | | 白抜き |
| ・ 「担当者」欄の一部(「内線」欄) | | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | 白抜き |

15 照会結果（令和〇年〇月〇日付け照会依頼）

| 対象保有個人情報 (実施機関が不開示とした部分) | 不開示理由(条例第13条) | | | 審査会の判断 |
|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----|--------|
| | 第2号 | 第5号 | 第7号 | |
| ・ 文書名の一部 | | <input type="radio"/> | | 白抜き |
| ・ 「照会先」欄 | | <input type="radio"/> | | 白抜き |
| ・ 担当者と記載された左部分 | | <input type="radio"/> | | 白抜き |
| ・ 「照会先」下枠 | | <input type="radio"/> | | 白抜き |
| ・ 「照会先」下枠の右枠 | | <input type="radio"/> | | 白抜き |
| ・ 「行方不明者氏名」欄の一部 | | <input type="radio"/> | | 白抜き |
| ・ 「回答」欄 | <input type="radio"/> | | | 白抜き |
| ・ 「担当者」欄 | <input type="radio"/> | | | 白抜き |

16 照会結果の次に編綴された文書

| 対象保有個人情報 (実施機関が不開示とした部分) | 不開示理由(条例第13条) | | | 審査会の判断 |
|-----------------------------|-----------------------|-----|-----|--------|
| | 第2号 | 第5号 | 第7号 | |
| ・ 全部 | <input type="radio"/> | | | 妥当 |

17 電話受発書（第13号様式(22の(1)関係)，発信者職巡査部長）

| 対象保有個人情報 (実施機関が不開示とした部分) | 不開示理由(条例第13条) | | | 審査会の判断 |
|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----|--------|
| | 第2号 | 第5号 | 第7号 | |
| ・ 「発信者所属，職，氏名，印」欄の一部 | <input type="radio"/> | | | 白抜き |
| ・ 「受信者，所属，職，氏名，印」欄 | | <input type="radio"/> | | 白抜き |
| ・ 下線の一部 | | <input type="radio"/> | | 白抜き |

18 電話受発書（第13号様式(22の(1)関係)，発信者職警部補）

| 対象保有個人情報 (実施機関が不開示とした部分) | 不開示理由(条例第13条) | | | 審査会の判断 |
|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----|--------|
| | 第2号 | 第5号 | 第7号 | |
| ・ 「発信者所属，職，氏名，印」欄の一部 | <input type="radio"/> | | | 白抜き |
| ・ 「受信者，所属，職，氏名，印」欄 | | <input type="radio"/> | | 白抜き |

別表

| 対象保有個人情報 (実施機関が不開示とした部分) | 不開示理由 (条例第13条) | | | 審査会の判断 |
|-----------------------------|----------------|-----|-----|--------|
| | 第2号 | 第5号 | 第7号 | |
| ・ 下部 ・ 斜線割印 | ○ | | | 白抜き |

19 電話受発用紙（第4号様式の3（第13条の3関係）2枚）

| 対象保有個人情報 (実施機関が不開示とした部分) | 不開示理由 (条例第13条) | | | 審査会の判断 |
|--|----------------|-----|-----|--------|
| | 第2号 | 第5号 | 第7号 | |
| ・ 決裁欄及び欄外の一部 ・ 「発信者所属、職、氏名、電話番号」欄の一部 ・ 「受信者、所属、職、氏名、電話番号」欄の一部 ・ 下部 ・ 2枚目上部欄外 ・ 2枚目枠内の一部 | ○ | | | 妥当 |

20 電話受発用紙（第4号様式の3（第13条の3関係）1枚）

| 対象保有個人情報 (実施機関が不開示とした部分) | 不開示理由 (条例第13条) | | | 審査会の判断 |
|---|----------------|-----|-----|--------|
| | 第2号 | 第5号 | 第7号 | |
| ・ 決裁欄及び欄外の一部 ・ 「発信者所属、職、氏名、電話番号」欄の一部 | ○ | | | 妥当 |

21 行方不明者解除登録票（発見（引継ぎ）令和〇年〇月〇日）

| 対象保有個人情報 (実施機関が不開示とした部分) | 不開示理由 (条例第13条) | | | 審査会の判断 |
|--|----------------|-----|-----|--------|
| | 第2号 | 第5号 | 第7号 | |
| ・ 決裁欄及び欄外の一部 ・ 「解除依頼者」欄の一部 ・ 「行方不明者の種類」欄 | ○ | | | 妥当 |

22 行方不明者事案指揮簿（令和〇年〇月〇日受理）

| 対象保有個人情報 (実施機関が不開示とした部分) | 不開示理由 (条例第13条) | | | 審査会の判断 |
|--|----------------|-----|-----|--------|
| | 第2号 | 第5号 | 第7号 | |
| ・ 決裁欄及び欄外の一部 ・ 「受理者」欄の一部 ・ 「行方不明者発見活動の内容・結果等」欄中の決裁欄の一部 | ○ | | | 妥当 |
| ・ 「検討事項」欄の一部（「有」「無」欄を除く。） | | | ○ | 開示 |
| ・ 「検討事項」欄の一部（「有」「無」欄） | | | ○ | 妥当 |

